

## 令和5年度 所定疾患施設療養費の公表

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（以下に記載）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

厚生労働省が定める基準に基づき、昨年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### ○ 対象疾患と算定要件

#### 対象となる所定の疾患

1. 肺炎
2. 尿路感染症
3. 带状疱疹
4. 蜂窩織炎

1. 上記により、治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定します。
2. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。
3. 診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載します。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

### ○ 疾患別の主な検査・治療内容

肺炎	採血検査、点滴、内服など
尿路感染症	検尿、採血検査、点滴、内服など
带状疱疹	点滴、内服、軟膏塗布など
蜂窩織炎	採血検査、点滴、内服など

○ 令和5年度 算定状況：所定疾患施設療養費（Ⅱ）

算定月／診断名		肺炎	尿路感染症	蜂窩織炎	带状疱疹	合計
4月	人数	3	1	0	0	4
	日数	23	7	0	0	30
5月	人数	3	1	0	0	4
	日数	22	5	0	0	27
6月	人数	1	0	0	0	1
	日数	6	0	0	0	6
7月	人数	2	1	0	0	3
	日数	12	5	0	0	17
8月	人数	2	3	0	0	5
	日数	16	26	0	0	42
9月	人数	1	1	1	0	3
	日数	10	4	10	0	24
10月	人数	1	2	1	0	4
	日数	9	13	5	0	27
11月	人数	1	2	0	0	3
	日数	9	14	0	0	23
12月	人数	3	0	0	0	3
	日数	25	0	0	0	25
1月	人数	0	1	0	0	1
	日数	0	5	0	0	5
2月	人数	1	0	0	0	1
	日数	9	0	0	0	9
3月	人数	3	0	1	0	4
	日数	25	0	6	0	31
合計	人数	21	12	3	0	36
	日数	166	79	21	0	266